

仕事と生活の両立支援

弘前消防では、仕事と生活の両立を支援するために、様々な制度が利用できます。
出産や育児を経験した先輩も多く、これらの制度を利用しやすい環境となっております。また職場復帰後も、育児をしながら安心して仕事を続けることができます。
ここでは、様々な制度の一例を紹介していきます。

結婚時

【結婚休暇】

最大7日間の範囲内の期間で取得可能です。

妊娠中

【軽易業務転換】

妊娠中の母体又は胎児の健康保持のため、業務を軽減したり、他の軽易な業務に就くことができる制度です。

【妊産婦にかかる勤務制限】

深夜勤務（午後10時から午前5時までの勤務）や時間外勤務が制限されます。

出産時

【産前産後休暇】

産前から産後を通じ、合計で最大16週取得が可能です。

育児中

【育児休業】

3歳に満たない子どもを養育する職員が、一定期間休業することができる制度です。

復職時

【育児時間】

生後1年6か月に達しない生児を養育するため、1日2時間まで勤務しないことができる制度です。

【部分休業】

小学校就学前までの子どもを養育するため、①1日につき最大で2時間、②1年につき10日まで、勤務しないことができる制度です。（年度始めに①か②を選択します。）

【育児短時間勤務】

小学校就学前までの子どもを養育するため、勤務形態を週3日勤務や、週5日で1日を4時間の勤務にするなど、育児の状況に合わせて通常より短い勤務時間を選択できる制度です。

【子育て部分休暇】

中学校就学前までの子どもを養育するため、1日2時間まで、勤務しないことができる制度です。

【子の看護休暇】

中学校就学前までの子どもを養育するため、怪我や病気の子どもの世話をする必要がある場合に与えられる休暇です。

家族等の介護に係る制度について

出産や育児に限らず、家族等の介護が必要になった時に職員をサポートする制度です。

【介護休暇】

1日、0.5日又は1時間を単位として取得可能な休暇です。

【介護時間】

1日の勤務時間を最大で2時間まで、短くすることができる制度です。